

CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和2年5月7日 商工労働部経済政策課 043-223-2709

緊急事態措置の延長に伴う中小企業に対する追加支援について

緊急事態措置の延長(5月31日まで)に伴う、中小企業(個人事業主含む)に対する 影響を踏まえ、千葉県中小企業再建支援金の支給額について、一律10万円を追加し、 最大40万円(現行30万円)とすることとしましたので、お知らせいたします。

1. 追加支援の概要

- (1) 追加支援の金額:10万円(現行:最大30万円→追加後:最大40万円)
 - ※売り上げが大幅に減少している事業者に対し、最大 30 万円を支給する制度を 創設したところですが、今回の緊急事態措置の延長に伴う更なる影響を考慮し、 一律 10 万円を追加するものです。

(2) 休業要請対象業種に関する取扱い

- ① 支給対象要件
 - ・追加分についても、県の休業要請(19時以降の酒類の提供の自粛要請含む:以下同じ)の対象業種の場合、休業要請に協力いただくことが支給の要件となります。
 - ・休業要請については、全期間協力いただくことが基本ですが、追加分について 確認を行うのは、5月9日から31日までのすべての期間とします。
 - ・緊急事態措置の延長に伴う休業要請に協力いただけない場合は、追加分の支給 対象となりません。

② 申請手続

- ・郵送の場合は5月7日から、オンライン提出は5月11日から受付を開始します。(これまでのスケジュールと変更ありません。)
- ・休業要請への協力の確認について、5月31日まで休業を行う旨を確認できる書類 (HP や貼り紙の写し等) を提出いただければ、休業要請の終期を待たずに申請を 行うことが可能です。

2. 予算について

補正予算額 70億円(既定予算と合わせ170億円)※財源は全額国庫支出金 ※ 5月7日から申請受付が始まる本支援金を速やかに支給するため、知事専決による予算措置を行います。

3. 本支援金申請についての問い合わせ先

千葉県中小企業再建支援金相談センター

【電話番号】0570-044894

【受付時間】(6月まで)午前9時から午後6時まで(土・日・祝含む) (7月まで)午前9時から午後5時まで(土・日・祝除く)

千葉県中小企業再建支援金特設サイト https://www.chiba-shienkin.com/ ※申請書等はこちらからダウンロードできます。